

Chapter 13 退職後給付の会計 Topics & JPN Comparison

【Topic 13-1】アメリカの退職後給付の会計基準

アメリカでは、エリサ法の制定以前から、企業年金の会計基準は定められてきた。1948 年に、当時のアメリカの会計基準の設定主体であったアメリカ会計士協会 (AIA) の会計手続委員会 (CAP) による、会計研究公報 (ARB) 第 36 号『年金プラン～過去勤務に基づく年金費用の会計～』が最初である。

【JPN Comparison 13-1】日本の退職給付の会計基準

日本では、退職一時金の会計に関して、1968 年 11 月に公表された企業会計上の個別問題に関する意見第二『退職給与引当金の設定について』が規定していた。

1998 年 6 月 16 日に、企業会計審議会は『退職給付に係る会計基準』を公表した。それは企業年金までを含めて、発生主義に基づいて年金費用を認識して、年金資産または年金負債が生じた場合に、それらをオンバランスで処理するように規定した。

現在の日本の退職給付の会計基準は、2012 年に、企業会計基準委員会 (ASBJ) が公表した企業会計基準第 26 号『退職給付に関する会計基準』である（最終改訂 2016 年）¹⁾。

【JPN Comparison 13-2】日本の退職給付の会計基準

日本では、IASB と同様に、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を負債として計上することが規定されている²⁾。退職給付債務の計算は、以下の 3 つのステップに基づいて行われる³⁾。

¹⁾ 企業会計基準委員会，2016，企業会計基準第 26 号『退職給付に関する会計基準』企業会計基準委員会。

²⁾ 同基準，第 13 項。

³⁾ 同基準，第 18 項・第 20 項。

① 退職給付見込額の計算

② 退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる金額の計算（退職給付見込額の期間帰属）

③ 割引計算

ここで、②の退職給付見込額の期間帰属の方法では、IASBと同様の給付算定式基準の他、期間定額基準の適用が認められている。その結果、IASBとの間で、財務諸表に計上される退職給付に係る負債と当期勤務費用の金額に相違が生じることになる。

【JPN Comparison 13-3】日本の未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理

数理計算上の差異は、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異および見積数値の変更等により発生した差異である⁴⁾。

未認識数理計算上の差異とは、数理計算上の差異のうち、当期純利益を構成する項目として費用処理されていない部分をいう⁵⁾。

過去勤務費用は、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加または減少部分をいう⁶⁾。

未認識過去勤務費用とは、過去勤務費用のうち、当期純利益を構成する項目として費用処理されていない部分をという⁷⁾。

2011年のIAS第19号の改訂では、未認識数理計算上の差異は、その他の包括利益(OCI)に計上して、リサイクリングが禁止された。その理由は、数理計算上の差異が従業員ごとに管理されていることから、損益への認識に関連して従業員ごとに把握することは極めて困難であり、その結果、経営者の恣意が介入する可能性が指摘されることから説明される。また、未認識過去勤務費用は、OCIに計上せず、当期損益に計上することとなっている。

日本の退職給付会計基準では、連結財務諸表上、数理計算上の差異および過去勤

⁴⁾ 同基準、第11項。

⁵⁾ 同基準、第24項。

⁶⁾ 同基準、第12項。

⁷⁾ 同基準、第25項。

務費用は、原則として各期の発生額について、予想される退職時から現在までの平均的な期間（平均残存勤務期間）以内で、一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。また、当期に発生した**未認識数理計算上の差異**および**未認識過去勤務費用**は、税効果を調整のうえ**OCI**に計上する。**OCI**累計額に計上されている**未認識数理計算上の差異**および**未認識過去勤務費用**のうち、当期に費用処理された部分については、**OCI**の調整（**組替調整**）を行う⁸⁾。これは、**OCI**に認識される金額は、基本的に将来収益および費用として認識される項目であり、通常の損益計算に組み込まれない理由は、あくまで収益および費用として認識する時点の相違に過ぎないという考え方に基づいている。

このような日本と IASB の**未認識数理計算上の差異**と**未認識過去勤務費用**の処理の相違は、当期純利益計算に影響が及ぶことから、重大な相違点として指摘される。

【JPN Comparison 13-4】日本の退職給付に係る負債の表示

日本では、**個別貸借対照表**に、負債として計上される**退職給付債務**は、当面の間**退職給付引当金**の科目をもって**固定負債**に、資産として計上される金額は、**前払年金費用**等の適当な科目をもって**固定資産**に計上することが規定されている⁹⁾。2012年の会計基準の改訂では、それぞれ**退職給付に係る負債**および**退職給付に係る資産**という科目名に変更されているが、依然として個別財務諸表では、**引当金**および**前払費用**といった科目も容認されている。

日本と IASB との間には、**引当金**の概念に相違がある（第 15 章を参照）。貸借対照表上、**負債**概念から説明される**退職給付に係る負債**に、日本で用いられている**引当金**を用いることには、問題が指摘される。

⁸⁾ 同基準，第 15 項。

⁹⁾ 同基準，第 39 項。